

若手医師・女性医師キャリア形成支援検討部会（仮称）の設置について

1 提案趣旨

本県の医師については、依然として絶対数が不足しているうえ、地域偏在、診療科偏在も改善していない厳しい状況にある。

こうした中、これまで育成を図ってきた地域枠等の修学資金貸与医師が、初期臨床研修を終えて医療の現場に出始めている一方で、秋田大学医学部の入学定員については、平成31年度までの臨時的な措置として29名分が増員されているが、平成32年度以降の取扱いについては不透明な部分がある。

このような状況を踏まえ、本県として、今後、医師の絶対数の増加と定着に向けて、若手医師・女性医師のキャリア形成支援として取り組むべき方向性について検討させるため、秋田県地域医療協議会設置要綱第7条第1項の規定に基づき、専門部会の設置を提案するものである。

2 若手医師・女性医師キャリア形成支援検討部会（仮称）の検討事項

次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域枠（修学資金制度）のあり方に関する事項
- (2) あきた医師総合支援センターの取組のあり方に関する事項
- (3) 新専門医制度への対応に関する事項
- (4) 規制的手法も含めた国への制度提案に関する事項

3 若手医師・女性医師キャリア形成支援検討部会（仮称）の構成員

次により組織するものとし、委員は協議会長が指名するものとする。

- (1) 秋田大学
- (2) 秋田県医師会
- (3) 医療機関関係者
- (4) 自治体関係者
- (5) 若手医師・女性医師

4 設置時期

協議会において了承が得られ次第、速やかに設置するものとする。

なお、設置に際しては、別添のとおり「秋田県地域医療対策協議会設置要綱」を一部改正する必要がある。

5 運営規程

別添「秋田県地域医療対策協議会若手医師・女性医師キャリア形成支援検討部会（仮称）運営規程（案）」のとおりとする。

秋田県地域医療対策協議会設置要綱の改正について

1 改正趣旨

特定の事項について検討する専門委員の任命ができるよう、所要の改正を行う。

2 改正内容

専門委員の任命事由を、現行の「特定の診療科の医療提供体制」を検討させるためのみに限定せず、「特定の事項」について検討させる際に任命できるようにするもの。

3 施行期日

協議会において、了承が得られた日から施行する。

秋田県地域医療対策協議会設置要綱改正（案） 新旧対照表

改 正（案）	現 行
<p>（組織） 第3条 略</p> <p>2 <u>特定の事項</u> を検討させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 専門委員は、<u>当該特定の事項に関する検討が終了したとき又は委員の任期満了日のいずれか早い日に解任されるものとする。</u></p>	<p>（組織） 第3条 略</p> <p>2 <u>特定の診療科の医療提供体制</u> を検討させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 専門委員は、<u>当該特定の診療科に関する検討が終了したときは、</u> _____ 解任されるものとする。</p>

秋田県地域医療対策協議会設置要綱（改正案）

（趣旨）

第1条 深刻化する医師不足や医師の偏在問題に対応し、地域の実情に応じた医療提供体制の確保と実効ある医師確保対策を検討するため、秋田県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議事項）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- （1） 医療提供体制の整備状況についての地域・診療科ごとの現状分析
- （2） 医師確保が困難で適正な医療提供に支障が生じている医療機関についての対応
- （3） 医師の効果的な確保及び配置対策の推進
- （4） 大学医学部との連携強化
- （5） 医療機関の機能分化・重点化・効率化と連携の推進
- （6） 地域医療を担う医師の養成の推進

（組織）

第3条 協議会は、委員25人以内で組織し、委員は知事が任命する。

- 2 特定の事項を検討させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 4 専門委員は、当該特定の事項に関する検討が終了したとき又は委員の任期満了日のいずれか早い日に解任されるものとする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長は、協議会の議長となる。

- 2 会長が必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、または他の方法で意見を聴くことができる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（部会）

第7条 協議会は、議決により部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び専門委員の互選により定める。
- 4 協議会は、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、秋田県健康福祉部医務薬事課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 月 日から施行する。

秋田県地域医療対策協議会

若手医師・女性医師キャリア形成支援検討部会(仮称)運営規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、本県が今後、医師の絶対数の増加と定着に向けて、若手医師及び女性医師のキャリア形成支援として取り組むべき方向性を検討するため、秋田県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）に設置する若手医師・女性医師キャリア形成支援検討部会（以下「部会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域枠（修学資金制度）のあり方に関する事項
 - ア 地域枠の定員数
 - イ 制度内容
 - ウ 特定診療科への誘導策
 - エ 知事による勤務先病院の指定方法
 - オ 義務終了後の県内定着を促す取組
- (2) あきた医師総合支援センターの取組のあり方に関する事項
 - ア 特定診療科への誘導強化に向けた取組
 - イ 各診療科に対する地域医療機関への指導医・若手医師の配置要請
 - ウ 自治医科大学卒業医師と地域枠医師・若手医師との交流・連携
- (3) 新専門医制度への対応に関する事項
 - ア 県内専攻医の増加に向けた取組
 - イ 新専門医制度に係る課題等の洗い出し
- (4) 規制的手法も含めた国への制度提案に関する事項
 - ア 国の検討会等における議論の推移に応じた制度提案

(組織)

第3条 部会に属すべき委員は、次に掲げる区分に応じて、協議会委員及び専門委員の中から、協議会長が指名する。

- (1) 秋田大学
 - (2) 秋田県医師会
 - (3) 医療機関関係者
 - (4) 自治体関係者
 - (5) 若手医師・女性医師
- 2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名した者が、その職務を行う。

(任期)

第4条 部会の委員の任期は、協議会委員及び専門委員の任期に準ずる。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会長は、部会の会議の議長となる。

5 部会長は必要があると認めるときは、部会に委員以外の者の出席を求め、または他の方法で意見を聴くことができる。

6 部会の決議は、あらかじめ協議会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

(議事録)

第6条 部会長は、議事録を作成しなければならない。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この規程は、平成29年 月 日から施行する。